

平成30年4月からの使用料について

※変更がありますので必ずご確認ください

平成28年4月から学校体育施設利用が有料となりましたが、規則に基づく特別な措置として2年間は利用日の7日前までに利用取消手続きをされた場合の使用料(いわゆるキャンセル料)はかかりませんでした。平成30年3月31日利用日分まではこの経過措置が適用されますが、平成30年4月1日の利用日分より予約取消時の使用料の取り扱いが変更になります。

※利用申請をした後は、必ず使用料が発生します。予約取消日に応じて、使用料が異なります。

■取消日に応じた減免(徴収)割合



【使用料減免例】利用日：4月1日、大人の団体が2時間利用する場合(使用料400円)

日	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
利用日からの 日数	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
減免割合	8割還付・減免		5割還付・減免						全額徴収								
かかる金額	80円		200円						400円								

4/1利用の場合3/17までに取消すれば、8割還付・減免します

4/1利用の場合3/24までに取消すれば、5割還付・減免します

利用日

留意事項

- これまでどおり、利用団体に責任のない取消(台風や雨天、学校行事や地域行事など)の場合は、使用料は徴収しません。
- 面数の申請間違いをした場合(1/2面利用なのに全面で予約したなど)はスポーツランド推進課にご相談ください。

皆様に納めていただいた使用料は…

小中学校管理運営費、学校体育アシスタント事業、スポーツ少年団支援事業、子どもの文化・スポーツ活動に関する事業、学校体育施設開放事業費に充てられております。

